

令和元年9月10日

【照会先】

保険局医療課

療養指導専門官 釜崎 紀浩（柔整）

療養指導専門官 三谷 和令（あはき）

（代表電話）03(5253)1111(内線 3276)

報道関係者 各位

令和元年10月から、柔道整復療養費、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう療養費の算定基準を改定します

厚生労働省は、令和元年10月から、柔道整復療養費、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう療養費の算定基準を改定することとしましたので、お知らせします。

この度の改定は、9月6日（金）に開催された、柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において座長一任とされておりましたが、その後同委員会における議論を踏まえて関係者とも相談の上、厚生労働省で検討した結果、同日提示した事務局案のとおり実施することとしたものです。

柔道整復療養費の改定について

1. 改定率 0.44%

令和元年度における柔道整復療養費の改定率については、本年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考) 今回の診療報酬全体改定率 0.88%

平成26年：診療報酬全体改定率 1.36% (柔整改定率 0.68%)

2. 改定の内容

柔道整復療養費の前回(平成26年)の消費税改定も踏まえ初検料及び再検料への上乗せを行うとともに、骨折・脱臼に係る療養費等についても、今回の改定率に応じた上乗せを行う

	現行	引上額	改定後
初検料	1,460円	60円	1,520円
整復料	2,300円～ 11,500円	200円	2,500円～ 11,700円
固定料	3,600円～ 9,200円	200円	3,800円～ 9,400円
再検料	400円	10円	410円
後療料(810円) (骨折)	810円	10円	820円
後療料(680円) (不全骨折、脱臼)	680円	10円	690円
金属副子加算	950円	50円	1,000円
柔道整復運動後療料	310円	10円	320円

3. 施行日

消費税率の引上げが、本年10月1日に予定されていることから、同日の施行とする

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について

1. 改定率 0.44%

令和元年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、本年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考) 今回の診療報酬全体改定率 0.88%

平成26年：診療報酬全体改定率 1.36% (あはき改定率 0.68%)

2. 改定の内容

あんまマッサージ指圧、はり・きゅう療養費の前回(平成26年)の消費税改定も踏まえ、以下の施術料金への上乗せを行う

【あん摩マッサージ指圧】

	現行	引上額	改定後
温罨法	80円	30円	110円
温罨法＋ 電気光線器具	110円	40円	150円
変形徒手矯正術	780円	10円	790円

【はり・きゅう】

	現行	引上額	改定後
初検料(1術)	1,610円	100円	1,710円
初検料(2術)	1,660円	100円	1,760円
施術料(2術)	1,580円	10円	1,590円

3. 施行日

消費税率の引上げが、本年10月1日に予定されていることから、同日の施行とする